

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 介護保険の保険料

Q : 来年の4月から介護保険がスタートしますが、支払った介護保険の保険料についての取扱い等は、既に決まっているのでしょうか。

A : 支払保険料は所得控除の対象になることが決定していますが、介護サービスを受けるために支出する費用の取扱いについては、今のところ何も手当されていません。

【解説】

2000年の4月から新しい社会保険制度「介護保険」が導入されます。

介護保険は、保険料を支払っている被保険者が介護を必要とする状況に陥った場合に、費用を1割負担すれば、訪問介護、訪問入浴介護、福祉施設のショートステイ、特別養護老人ホームへの入所等のサービスが受けられるというもので、生活保護を受けている人を除いた40歳以上の人全員が加入することになります。

介護保険加入者が支払う保険料は、他の社会保険料同様、保険料控除の対象となること既に決定されています。

しかし、介護サービスを受けるために支出する費用の取扱いについては、今のところ何も手当されていません。介護サービスを受けるための費用は、本来かかる費用よりも格段に安いとはいえ、何らかの手当がなければ相当の負担になることは間違いなく、今後どういった法整備が行われていくのかが注目されます。

